

東金市立保育施設での新型コロナ感染症対応

○感染等の状況と施設の受入れ対応

	感染等の状況		保育施設の受入れ対応		
	誰が	どうなった	どうする (PCRや抗原検査を受ける(医師又は職場の指示、或いは任意による)場合を含む)	PCRや抗原検査結果の判定 又は PCRや抗原検査を受けるよう保健所から指示のない場合は健康状態	
				検査結果	利用条件
1	利用児童 ^{注1} が	(1)感染判明(検査陽性(みなし陽性 ^{注2} を含む))	自宅待機	利用児童が	A-(1)
		(2)濃厚接触者となった(感染者と同居、または保健所による特定)			陽性または発熱 陰性または無症状
2	利用児童の同居家族が	(1)感染判明(検査陽性(みなし陽性 ^{注2} を含む))	1-(2)へ		
		(2)保健所が濃厚接触者に特定	利用可		
3	利用児童や同居家族が接触した人に、感染が判明した		1や2に該当しない場合のみ利用可		C
4	上記以外の場合		利用児童の家族の職場や学校等の状況により対応		

注 1. 保育施設の職員も、利用児童と同様の取扱いとなります。(ただし、利用停止期間について異なります。)
 2. みなし陽性とは、感染者(陽性者)の同居家族など濃厚接触者が発熱した場合(有症状)に、PCRや抗原検査をせず医師の診断により陽性とするをいいます。

○保育施設の利用条件等

対応	措置の対象	保育施設の利用条件や対応
A	(1)利用児童(職員)	利用停止 有症状…発症日(0日目)の翌日から数えて10日間 ※職員の場合は発症日(0日目)の翌日から数えて7日間 ※児童・職員のいずれも症状軽快後24時間経過していること。 無症状…検体採取日(0日目)の翌日から数えて7日間 ただし、期間中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日として有症状の期間が適用となります。 ★療養解除後は、同居家族に療養解除していない方がいても登園可能となりますが、家庭内のウイルス等を持ち込まないようご注意ください。
	(2)利用施設	開所を継続します。 感染者が感染可能期間(発症日又は検体採取日の2日前から陽性判明まで)に登園・勤務していた場合、施設内関係者に感染者が発生した旨の情報を保護者等に公表します。 感染拡大防止のため、所属クラスに登園自粛要請(感染者の最終登園日を0日目とし、翌日から5日間)を行いますので、家庭保育のご協力をお願いします。
B	利用児童(職員)	利用停止(健康観察期間※) ※健康観察期間……感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または感染者の発症日よりマスク着用、消毒など住居内で適切な感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から5日間。 6日目以降は利用再開可能ですが、健康状態の一層の確認や、マスク着用が可能な児童はできるだけマスクを着用するなどの感染対策をしていただき、施設をご利用ください。
C	利用児童	次に該当する場合は保育施設の利用はできません。 1 同居家族に発熱や風邪症状等のある場合。 2 利用児童が発熱した場合は、解熱後24時間以上経過し、風邪症状等の体調不良が改善するまでの間。 3 健康観察期間中(自宅待機)の方や、風邪症状等のある方が送迎を行う場合。

注 1. 保健所からこの表と異なる指示が出た場合は、保健所の指示に従ってください。
 2. 保育所、幼稚園及び認定こども園では、保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行われなかったこととなりました。
 3. 保育士(職員)が感染者や濃厚接触者となったことにより、配置基準を満たす職員を確保できない場合には、登園自粛要請や休園を実施する場合があります。
 4. 保育施設では、できる限り集団の規模を小さくすることがお子様及び職員の感染予防につながります。保護者の仕事がお休みの日や仕事が早く終わった日等は家庭保育や早めのお迎えをしていただく等、施設の機能維持につながる御利用の仕方を各御家庭において御検討いただくようお願いいたします。